

【件名】カステックス首相ほか関係閣僚の記者会見(外出制限の規制緩和措置等に関する詳細説明)

24 日夜にマクロン大統領が発表した外出制限の緩和措置等について、26 日、カステックス首相ほか関係閣僚が記者会見を行い、詳細を説明したところ、概要以下のとおりお知らせします。

1. 冒頭

- 10 月 30 日に再度外出禁止措置を開始した。国民の怒りと不満はよく理解している。
- 他方で、この措置は我々に必要であった。欧州全体が厳しい第2波に対峙しており、累次の厳しい措置を取っている。
- 10 月 30 日以降に行った措置の最初の結果が出た。すべての人の努力の甲斐があったと言える。ほかの欧州各国に比べて、私の感染状況の改善度は大きい。後日詳細を発表するが、新型コロナウイルスのワクチン接種も、我々に更なる希望を与えるだろう。
- 11 月始めに1日あたり 45,000 人であった新規感染者数は 17,000 人にまで落ち着いた。
- 毎週各地方の病院を訪れているが、逼迫した状況と医療従事者の疲弊を痛感する。あらためて、すべての医療従事者・関係者に深い感謝を表したい。
- 目的は、最大級に感染リスクを防ぎつつ、クリスマス以降に向けて段階的に規制を緩和し、通常の生活に近づけていくことである。
- マクロン大統領が火曜日に明らかにしたとおり、感染状況に応じて今後3段階に分けて規制を緩和していく。
- 第一段階は 11 月 28 日、第二段階は 12 月 15 日、第三段階は来年 1 月 20 日より実施予定。感染状況が許せば、1 月 20 日以降、夜間の外出禁止措置も解除。高校は通常どおり再開し、レストラン、スポーツジムは衛生措置を確保しつつ、営業を再開することができる。
- 2021 年を「フランス・ガストロノミー年」として、レストラン業界を大いに支援していく。
- なお、ディスコは 1 月 20 日以降も引き続き閉鎖。
- これらの段階的規制緩和に関わらず、引き続きテレワークは原則として維持され、可能なところで最大級に実施されなければならない。

2. 感染状況

- 11 月 2 週目に、私の第2波はピークを迎えたと言える。
- 10 月 30 日に外出禁止措置を開始した当初は、新規感染者数が 1 日あたり 40,000~45,000 人であったが、現在はおおよそ 1 日あたり 15,000 人で 3 分の 1 となっている。この調子で行けば、1 日あたり 5,000 人という目標が 12 月 2 週目の終わりまでに達成できるだろう。なお、この水準に目標が設定されたのは、すべての症例を洗い出し、接触者を隔離し、感染をさかのぼり、それにより再流行を回避するための能力を取り戻すことが可能となるためである。
- 但し、この数値は、まだかなり高い数値であると言わなければならない。1 日あたり 14,000 人と

いう数字は、外出禁止措置開始前 10 月 10 日時点と同様である。当時、レストランなどは警戒最大化地域ですでに閉まっていた。

- 国際的な状況については、欧州各国が厳戒な措置を実施。スウェーデンも集団免疫の政策を転換した。仏は欧州の中で感染拡大の勢いが最も減少している国と言える。
- 病院への入院状況についても先週ピークを迎えたと言える。新規の入院患者数や重篤者数などの各数値が減少。
- 11 月 16 日には、蘇生病床には 4,900 人の患者がいたが、昨日は 4,100 人に減少している。
- なお、複数の地域で未だにコロナ以外のオペが後ろ倒しにされている。
- 第2波はまだ終わっていない、特に今我々の警戒を緩めてはいけない

3. 11 月 28 日以降の規制緩和(第一段階)

- 11 月 28 日(土)朝から、複数の商店の再開、いくつかの規制措置の緩和を行う。外出証明書は維持され、すべての外出に同証明書の携行が必須。
- 商店は新しい衛生プロトコールに従うことを条件に、再開できる。客1人あたり8平方メートルを確保しなければならない。営業は 21 時まで、日曜も可。
- 過去 4 週間に休業措置の対象となっていて 11 月 28 日(土)から営業を再開する商店は、連帯基金から 11 月分の給付として、最大 10,000 ユーロを受け取ることができる。12 月 4 日から impots.gouv.fr のサイトで申請可能。申請は簡単で、給付は迅速。
- 自動車学校の再開。なお、講習のうち座学は引き続き遠隔で行う。
- バー・レストランは 1 月 20 日まで引き続き閉店。非常に厳しいと言わざるをえないが、必要な措置である。なぜなら、衛生措置の徹底を行ってもなお、マスクの装着、社会的距離、密室空間、滞在期間などの点において、感染リスクがどうしても高い場所である。
- 我々の生きる喜びを制限する、非常に厳しい措置であり、最大級の援助をする。
- 個人による外出は、自宅から 20 キロ圏内、最大 3 時間まで可能。ただし、友人や家族の家を訪れることはできない。なお、屋外のスポーツ・娯楽(例えば、ランニング、乗馬、テニス、狩り、釣り等)を、衛生措置を十分確保しながら、行うことはできる。
- 学校の課外活動は屋内・屋外どちらもできる。
- 成人のスポーツジムの利用や集団スポーツは不可(1月20日まで)。
- 宗教施設は 30 人までの集会が可能。
- 書店、図書館、ギャラリー、芸術関連の商店(楽器屋など)は再開可能。

4. 12 月 15 日以降の規制緩和(第二段階)

- 12 月 15 日以降、感染状況が許せば日中の外出禁止を解除する。地域間の移動も可能。
- 夜 21 時から朝 7 時までの夜間外出禁止は維持され、この間の外出には引き続き外出証明書の携行が必要。
- なお、12 月 24 日及び 31 日の夜のみ、夜間外出禁止措置の例外とする。

- 感染状況が許せば、映画館、美術館、劇場を再開する。夜間外出禁止措置が実施される中、最も遅くて夜 21 時終了の映画、演劇の上映・上演が可能。その後、観客は帰宅することができるが、同演日の上映・上演時間が記載されたチケットを携行しなければならない。
- 夜間外出禁止措置は続行する。映画館、美術館、劇場における衛生プロトコルは、前回夜間外出禁止措置が敷かれていた時と同様のルール。
- 国立音楽学校の授業も再開可能。なお、声楽の授業は、感染リスクが高いため引き続き不可。

5. クリスマス休暇

- 12 月 15 日以降、外出禁止措置が解除された場合、旅行も可能となる。
- 海外県・海外領土へは、72 時間以内の PCR 検査陰性証明を携行しなければならない。
- 外国への旅行については、仏欧州・外務省の HP で必要な措置を確認すること。
- 林間学校やキャンプ場、スキー場などは引き続き閉鎖、リフトなどへのアクセスは不可。他方、休暇中に山を訪れること自体は可能。
- 24 日、31 日の夜のみ、夜間外出禁止措置が一時的に解除されるが、例年同様にクリスマスや年末のお祝いをするを許すものではない。
- 家族・友人で集まってクリスマスを祝うことはできるが、テーブルごとの人数を限定するなど工夫が必要。詳細は追って発表。

6. 経済支援

- 2021 年 1 月 20 日まで営業を再開できない企業等の支援が必要。規模の大きい企業ほど固定費の負担も大きいことから連帯基金を拡充する。
- 休業措置の対象となっている企業等は、毎月 10,000 ユーロ又は前年同月の売上の 20%に相当する額の給付を受けることができる。
- 休業措置の対象となっていないが、売上が 50%以上減少している企業等は、売上減少幅に応じて 2019 年の月平均売上の 15~20%に相当する額の給付を受けることができる。
- 2019 年に総労働時間の 60%以上就労したが、2020 年はコロナ禍の影響で十分に就労できていない不定期労働者、季節労働者等に対して、最低収入保障として 2020 年 11 月から 2021 年 2 月の間、月 900 ユーロを給付。400,000 人が対象となり、うち 70,000 人が若者。
- 若者支援として、20,000 の学生・生徒向けの雇用を創設。これらの雇用契約は、Crous(地方学生・生徒生活センター)を通じて、週 10 時間で 4 カ月の間、実施される。
- 不安定な状況にいる学生・生徒への緊急の財政的支援を行うため、Crous に関する予算を倍増。45,000 人の若者が住居、食事を確保できるよう支援する。
- 学生の就職難への対応として、Garantie jeune(雇用・訓練に関し不安定な状況にある若者への支援の枠組み)の受給者を 2 倍に増やす。最初の仕事を見つけることができない学生の支援として、公的機関のアドバイザーによるサポートと月 500 ユーロの給付を実施。

7. 結語

- この厳しい状況において、すべての人々へ感謝する。
- 長期にわたるウィルスとの戦いにおいて、精神的な問題を抱えている人が少なくない。
- 政府は、来週に新型コロナウイルスのワクチン接種に関する戦略を発表する。
- 感染速度を下げ、病院の逼迫状況を緩和するべく、効果的なワクチンの活用が必要。
- この戦いは引き続き数月にわたり、我々すべての人に試練を課していく。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号:03-8852-8500

(フランス国外からは(+33)3-8852-8500)

メール: consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp (領事班専用)

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>